

公 安 委 員 会 説 明 資 料 No. 1	警察官の特別派遣について	令和 8 年 6 月 4 日 警 備 部
議題事項 福井県公安委員会から援助の要求があったので、これを受理して警察官を特別派遣するもの		
1 派遣目的 原子力施設の警戒警備に従事するため 2 派遣者 警察官 3 援助要求 警察法第60条第1項の規定により、福井県公安委員会から援助の要求があったもの		

公 安 委 員 会 説 明 資 料 No. 2	香川県留置施設視察委員会の活動状況等について	令和 8 年 6 月 4 日 警 務 部
報告事項 香川県留置施設視察委員会の令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの活動状況等について報告する。		
1 活動状況 (1) 留置施設の視察 ○ 令和 7 年 7 月 3 日 高松北警察署 ○ 令和 7 年 10 月 16 日 小豆警察署 ○ 令和 8 年 2 月 19 日 丸亀警察署 ○ 令和 8 年 4 月 30 日 三豊警察署、観音寺警察署 (2) 被留置者との面接 8 人と面接を実施 2 主な意見及び措置状況 一部の施設で老朽化や経年劣化が認められるものの、いずれの施設も整理整頓が行き届いているとの総括を得た。 施設の視察や被留置者との面接の結果、留置業務管理者に対して以下の意見があり、これを受けて措置を講じた。 《委員会の意見等》 (1) 【委員意見】 戒具の使用や保護室収容の際、被留置者に示す警告文などについて、外国語版を用意しておくことはできないか。 【措置状況】 通訳官等の協力を得て、8 か国語の翻訳文を準備して備え付けた。 (2) 【申出内容】 腰痛のため、床に座るのが辛い。 【委員意見】 座布団やクッションを導入することはできないか。 【措置状況】 規定上、全員に使用させることはできないが、医師の診察結果等を考慮して、使用を許可することとした。 (3) 【申出内容】 衣類の洗濯をしてほしい。 【委員意見】 衣類の洗濯については適正に実施していることを確認したが、理解が不十分な者に対して丁寧な説明を加えることはで		

きないか。

【措置状況】 新規留置に伴う説明に加えて、衣類の洗濯日には都度、丁寧な声掛けをすることとした。

3 意見及び措置状況の公表

上記意見及び措置状況については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号）の規定により、その概要を県警察のホームページに掲載して公表する。

公安委員会 説明資料No. 3	令和7年度中における公務災害等認定状況について	令和8年6月4日 警 務 部
--------------------	-------------------------	-------------------

報告事項

令和7年度中における公務災害の認定件数は47件、通勤災害の認定件数は9件であった。

1 公務災害及び通勤災害

(1) 意義

ア 公務災害

職員の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）

イ 通勤災害

職員が、勤務のため、住居と勤務場所との往復等を、合理的な経路及び方法により行うこと（公務の性質を有するものを除く。）に起因する災害

(2) 公務災害の認定の要件

ア 公務遂行性（公務に従事し、任命権者の支配管理下にあること。）

イ 公務起因性（公務と災害との間に相当因果関係があること。）

(3) 補償の根拠

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）

2 公務災害等認定状況

区 分		R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
公務災害等認定件数		43	77	74	62	56
公務災害認定件数		40	70	68	58	47
内 訳	教 育 ・ 訓 練	16	40	44	28	25
	捜 査 ・ 逮 捕	6	5	7	15	3
	警ら・職務質問・保護	4	8	5	2	3
	交 通 取 締 り	0	2	1	1	1
	交通事故処理・見分	0	0	1	2	3
	警 備	0	0	0	0	1
	そ の 他	14	15	10	10	11
通 勤 災 害 認 定 件 数		3	7	6	4	9

○ 公務災害の認定件数は、47件（前年度比－11件）

○ 通勤災害の認定件数は、9件（前年度比＋5件）

○ 公務災害認定件数のうち「教育・訓練」中のものは、25件（前年度比－3件）

3 事故防止対策

(1) 「教育・訓練」中の事故防止対策

ア 「術科訓練事故防止講習会」の開催

イ 訓練指導者による「安全管理の措置基準」の遵守

(2) その他の受傷事故防止のための教養

ア 交番・駐在所勤務員に対する総合対処法訓練の実施

イ 交通事故防止に関する安全意識の向上、運転訓練の実施

公安委員会 説明資料No. 4	爆音暴走と飲酒運転に重点を置いた各種取組の強化について	令和8年6月4日 交通部
--------------------	-----------------------------	-----------------

報告事項

夏季に向けて、爆音暴走や飲酒運転に起因する交通事故の増加が懸念されることから、爆音暴走行為の抑止及び飲酒運転の根絶のための夜間取締り等を強化する。

1 暴走族等に関する 110 番通報受理状況

年度	件数
令3年	239
令4年	287
令5年	359
令6年	340
令7年	639
令8年4月末	201

2 飲酒運転に起因する事故の発生状況（令和3年～令和7年）

(1) 月別

月別	件数
1月	13
2月	7
3月	8
4月	13
5月	10
6月	12
7月	15
8月	15
9月	8
10月	14
11月	9
12月	10

(2) 時間帯別

時間帯	件数
0	5
1	6
2	4
3	5
4	3
5	7
6	2
7	5
8	3
9	6
10	4
11	6
12	7
13	5
14	3
15	2
16	6
17	4
18	7
19	10
20	7
21	12
22	7
23	8

3 爆音暴走と飲酒運転の根絶に向けた主な取組

(1) 「セーフティ☆ナイト部隊“ZERO”」の運用

(2) 爆音暴走情報の収集・分析

(3) テレビや新聞、県警ホームページ等による積極的な情報発信

(4) 関係機関・団体と連携した街頭キャンペーン等の実施

(5) 飲酒先となる店舗や娯楽先となる施設等への協力依頼